

税務相談室

平成18年の税制改正について

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問 平成18年も残り少なくなってきましたが、今年の税法の改正についてご指導ください。

お答え 平成18年の主な税法の改正は、次のとおりです。

1. 平成19年分以後の各年分の所得税の税率構造の改正

195万円以下の金額	5%
195万円を超え330万円以下の金額	10%
330万円を超え695万円以下の金額	20%
695万円を超え900万円以下の金額	23%
900万円を超え1,800万円以下の金額	33%
1,800万円を超える金額	40%

住民税につきましては、市町村民税一律6%
道民税一律4%となりました。

2. 所得税の定率減税は18年分をもって廃止

3. 社会保険診療報酬の所得計算の特例の改正

① 昨年障害者自立支援法の制定により障害福祉サービス等の見直しが行われ、同法の規定による療養介護医療費および児童福祉法の規定による障害児福祉医療費を支給することとされたことに伴い、これらの医療費を支給することとされる医療のうち一定の部分を特例の対象となる社会保険診療の範囲に加えることとされました（平成18年10月1日以降）。

② 先般の介護保険制度改革によりサービス類型の見直し（予防給付の創設等）が行われたことに伴う所要の規定の整備が行われました（平成18年4月1日以降）。

4. 中小企業者の少額減価償却資産の取得金額の必要経費算入の特例制度の改正

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をした少額減価償却資産（30万円未満の金額）については、その取得金額の全額について必要経費に算入することができますが、その年に取得等をした少額減価償却資産の取得金額の合計額が300万円を超えるときは、その取得金額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得金額の合計額を限度とする制度とされました（個人・法人共に同じ規定です）。

5. 寄付金控除制度の改正

寄付金控除制度について、寄付金控除の適用下限額を1万円から5千円に引き下げる等の改正が行われました。

6. 役員給与の損金不算入

法人がその役員に対して支給する給与について、定期同額給与・事前確定届出給与および利益連動給与については、不相当に高額なものを除き、損金の額に算入すること等損金の額に算入されるものの範囲の見直しが行われました。また、役員退職給与について、損金経理要件が廃止されました（平成18年4月1日以後開始する事業年度から適要）。

※役員給与については、特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度が創設されましたが、医療法人は同族会社では無いため適要はありません。

7. 交際費等の損金不算入制度について

交際費等の範囲から、一人当たり5,000円以下の一定の飲食費が除外されたうえ、制度の適用期限が2年延長されました（平成18年4月1日以後開始する事業年度から適要）。

8. 申告書の公示制度の廃止

申告書の公示制度を廃止することとされました。以前は所得税額1,000万円超の個人、所得金額が4,000万円超の法人、相続税については課税価格2億円超又は財産の総額で5億円超の場合、贈与税は課税価格が4,000万円超の場合には公示されておりました。

9. 介護保険制度の改革に伴う所要の整備

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、消費税が非課税とされる居宅サービスの範囲等および社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲について所要の整備が行われました。

・施設サービスにかかる居住費・食費の見直し（平成17年10月1日施行分）について

介護保険サービスのうち、施設サービスにおける居住費や食費（いわゆるホテルコスト）については、在宅の場合の利用者負担の公平の観点から、保険給付の対象外、すなわち全額自己負担とする見直しが行われました。

施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給にかかる施設サービスについては、消費税は原則として非課税とされています。この場合「支給に係る」の意味は、1割の利用者負担部分はもとより、施設介護サービス費の支給対象となる介護サービスの一環として当然にそのサービスに付随して提供される不可欠のサービスも含む概念です。したがって、介護保険制度の改革により自己負担となったいわゆるホテルコスト部分についても、引き続きこのような不可欠のサービスの範囲内のものであるため、消費税の取り扱いについては、これまで通り非課税のままとされています。

なお、利用者の選定に基づく特別な室料及び特別な食費に係る費用については、従来と同様に、消費税が非課税となる施設サービスから除く必要があるため、当該除くものを定める財務省の告示（平成12歳告第27号）について所要の整備が行われています。

10. 郵送等に係る税務関係書類の提出時期の改正

郵送等に係る税務関係書類の提出時期について、国税庁長官が定めるものが郵便等によ

り提出された場合には、その郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなすこととされました。従来は納税申告書に限られておりましたが、青色申告承認申請書や償却方法の届出書・課税事業者選択届出書等も発信主義になることとなりました。

11. 法定申告期限内に申告する意思があったと認められる場合の、無申告加算税の不適用制度の創設

自主的な期限後申告書の提出があった場合において、その提出が期限内申告書を提出する意思があったと認められる等一定の場合に該当してされたものであるときは、無申告加算税は課されないこととされました。また、期限後申告書に係る納付すべき税額が50万円を超える部分に対する無申告加算税の割合が15%から20%に引き上げられました。

意思があったと認められる場合とは、法定申告期限から2週間以内に申告が行われ、かつ納付税額の全額が法定納期限までに納付されていることをいう。

12. 法定期限内に納付する意思があったと認められる場合の不納付加算税の不適用制度の創設

源泉徴収による国税が法定納期限後に自主的に納付された場合において、その納付が法定納期限までに納付する意思があったと認められる等一定の場合に該当してされたものであるときは、不納付加算税は課されないこととされました。

意思があったと認められる場合とは、法定納期限から1月を経過する日まで納付されていて、前1年以内に納税の告知を受けたことがなく、法定納期限後に納付された事実がないことをいう。